

西 監 発 第 6 4 号
平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日
(2008 年)

請 求 人 様

西宮市監査委員 村 西 進
同 阿 部 泰 之

西宮市職員措置請求について（通知）

平成 20 年 9 月 11 日付西監収第 58 号で収受しました「西宮市職員措置請求書」につきましては、10 月 16 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、佐藤みち子監査委員、田中渡監査委員については、本件職員措置請求に関して、直接の利害関係人に該当するので地方自治法（以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により除斥となっています。

記

第 1 請求の内容

平成 20 年 9 月 11 日付、西監収第 58 号で提出されました西宮市職員措置請求書の請求要旨は、以下のとおりです。

『西宮市議会議員（以下議員）に対し公用に限り使用できるタクシー券の制度が平成 18 年度まで存在していた。従来からこの制度は不正使用の温床であるとの世評があった。従来は使用者の氏名が墨で判別不能に消された使用済タクシー券が公開されていたが、平成 19 年 10 月 10 日付けで初めて使用者の氏名が公開された。その結果判明したことは、使用済タクシー券は議員の氏名のみが出ているので、議員本人が使用したことになっている。』

使用済タクシー券から読み取れることは、使用の日付が不明、使用区間（乗車地及び降車地）が不明、署名又は記名・捺印（押印）がない、早朝から深夜まで公共交通ダイヤで十分利用できるのに同区間の長距離・高額の使用がある、使用区間の中に祇園、北新地、有馬等の遊興地・温泉地の名称がある。

タクシー券を全く使用していない（使用実績 0 円）議員もいれば、日付、区間（乗車地、降車地）金額、署名又は記名捺印をした議員氏名のものもある。

本制度は実質的に現金給付である。本制度に対しては法律、条例に根拠がなく、趣旨及び使途が不明・不明確であり、手当同様の現金給付(金券)である。

使用済タクシー券が保存（議会事務局・市情報公開課）されている平成 13 年度～平成 18 年度の交通チケット総額 42,117,240 円は違法不当な財務会計行為である。

市長が市の会計に返還するか、使用した議員に対し使用実績額の返還請求をして市の会計に戻せ。

使用議員の弁明機会を兼ね、使用済タクシー券の悉皆調査をする外部の専門家による個別包括監査を求める。』（原文のまま。）

第 2 法第 252 条の 43 第 1 項に係る判断

請求人は、「使用議員の弁明機会を兼ね、使用済タクシー券の悉皆調査をする外部の専門家による個別包括監査を求める。」としていますが、監査委員による監査に代え、個別外部監査契約に基づく監査を求めているものと解し、個別外部監査契約による監査が相当であるかについて判断を行ないました。住民監査請求において、個別外部監査契約に基づく監査を求めるときには、法第 252 条の 43 第 1 項の規定によって、個別外部監査によることを求める旨及びその理由が付されていることが必要とされていますが、その理由は付されていません。また、使用済タクシー券の調査に専門性の必要も認められないことから、個別外部監査契約による監査によることについての相当性は認められません。

第 3 法第 242 条に係る判断

住民監査請求の対象となる行為は、法第 242 条第 1 項に規定されていますが、同条第 2 項において、「請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされています。

正当な理由の有無は特段の事情のない限り、請求人が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである(平成 14.9.12 最高裁判決)、とされています。

さらに、当該行為が極めて秘密裡に行なわれ一年を経過した後、初めて明るみに出たような場合や天災地変等により請求期間を徒過したような場合で、1 年を経過したものについて特に請求を認めなければ著しく正義に反すると考えられる場合のみ、法第 242 条第 2 項但書にいう「正当な理由があるとき」に該当すべきも

のと解するべきであると判示されています(昭和 56.9.30 広島地裁判決)。

法第 242 条第 2 項所定の「正当な理由」の有無の判断に関して、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた時とは、監査請求をしようとする者が、住民として求められる相当の注意力をもってすれば、認識し得た事実及び自ら認識し得た事実に基づき、監査請求の対象となる当該行為等を何らかの指標をもって他の事項から区別し特定して認識し、何らかの事実に基づきその違法事由を特定して疑惑を提示することができる程度に至った時を指すというべきである(平成 18.2.27 仙台高裁判決)とされています。

このことを本件住民監査請求にあてはめてみると、請求人は平成 19 年 10 月 10 日付で初めて使用者の氏名が公開されたと記載していますが、平成 18 年 12 月 20 日付朝日新聞夕刊で「西宮市議 支給タクシー券で私用？」と報じられた事実が存在し、ことさらに当該行為が極めて秘密裡に行なわれたものでなく、情報公開請求で得られる使用済タクシー券の写しで、使用者の氏名が公開されていない場合であっても、監査請求を行なうことは可能であったことが認められます。以上のことから、本件が当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した請求であることの正当な理由があると認められません。

以上により本件住民監査請求は、正当な理由がなく 1 年の請求期間を超えて行なわれたもので、法第 242 条第 2 項本文の規定に抵触し、住民監査請求の対象とすることができないものであることから、これを却下します。

以 上